CITY OF YOKOHAMA

横浜市環境配慮指針及び 横浜市環境影響評価技術指針の改定について (報告)

第13回環境影響評価審査会 令和7年3月14日 事務局資料

配慮指針改定素案に対する市民意見募集でいただいた御意見の概要と本市の考え方:別紙1

技術指針改定素案に対する市民意見募集でいただいた御意見の概要と本市の考え方:別紙2

配慮指針改定原案:別紙3

技術指針改定原案:別紙4

配慮指針及び技術指針の改定後の取扱いについて(案):別紙5

明日をひらく都市OPEN×PIONEER

1 配慮指針及び技術指針改定の概要

- ・技術指針については、前回の改定から10年以上が経過し、新たな社会ニーズ(気候変動、 自然資本等)などに対応するため、改定する。
- ・計画段階事業者が配慮すべき事項を定める配慮指針についても、技術指針の検討過程で 整理された内容について、一部改定する。

<改定のポイント>

技術指針

- ① 社会ニーズへの対応
- ② メリハリのあるベスト追求型のアセスへ
- ③ 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化
- ④ より適切・効果的・効率的な環境影響評価のための記載内容充実

配慮指針

- ① ヒートアイランド現象
- ② 地震等自然現象に伴う火災・爆発、有害物漏洩
- ③ 技術指針改定案を踏まえた文言の整理

2 環境影響評価審査会 意見聴取の経緯について

- ① 改定の趣旨・方向性について
- ② 本編、別表2の改定案(事務局案)について
- ③ 別記の改定案(事務局案)について: 温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土
- ④ 別記の改定案(事務局案)について:大気質、水質・底質、騒音等の13項目
- ⑤ 別表2、別記の改定案(事務局案)について:土壌、地盤、土地の安定性、安全
- ⑥ 本編(2回目)、別表1、別表3
- ⑦ 別記の改定案(事務局案)について(2回目):温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、水質・底質、電波障害、日影、風環境、地域交通、景観、触れ合い活動の場、文化財等ヒートアイランド現象の取扱い検討
- 8 別記の改定案(事務局案)について(2回目):上記以外 配慮指針の意見聴取依頼
- ⑨ 技術指針及び配慮指針改定素案の提示:R7年1月

市民意見募集

R7年2月頃(およそ1か月間)

⑩ 意見募集の結果等について・結果を踏まえた案の提示 R7年3月頃

今回

1 意見募集期間

1月29日(水)~2月28日(金)【31日間】

2 改定素案の閲覧・入手方法

- ・みどり環境局環境影響評価課のウェブページに掲載
- ・みどり環境局環境影響評価課、市民情報センター、各区で配布

<u>3 意見の提出数</u>

技術指針 7通、配慮指針 2通

<u>4 意見の件数</u>

技術指針 19件、配慮指針 4件

※ 配慮指針に関する意見概要、対応方針又は考え方については 別紙1参照 技術指針に関する意見概要、対応方針又は考え方については 別紙2参照

4 市民意見を踏まえて修正する内容

改定素案

・配慮指針 第1 趣旨 への御意見

「・・・より環境への負荷を低減できる内容を追求し、<u>出来るだけ現状を変えず、</u>水とみどりによる環境の<u>保全と</u>創造に努めるものとする。」としてほしい。この先の横浜市の開発事業の環境影響評価も、自然の保全を考慮して行われるのではないかと希望を抱く。

→「水とみどりによる環境の保全及び創造に努めるものとする」と加筆修正します。

改定原案

	VIII — VII —	
(1)	第1 趣旨 (略) 計画段階事業者は、指針に基づき、あらかじめ環境の保 全について自ら十分に配慮し、事業計画を立案する。その 際、指針に基づき行う計画段階配慮については、指針の配 慮事項に限らず、本市の最新の環境に関する諸計画等を 踏まえて、より環境への負荷を低減できる内容を追求する とともに、水とみどりによる環境の創造に努めるものとす る。 (略)	第1 趣旨 (略) 計画段階事業者は、指針に基づき、あらかじめ環境の保 全について自ら十分に配慮し、事業計画を立案する。その 際、指針に基づき行う計画段階配慮については、指針の配 慮事項に限らず、本市の最新の環境に関する諸計画等を 踏まえて、より環境への負荷を低減できる内容を追求す るとともに、水とみどりによる環境の保全及び創造に努め るものとする。 (略)

5 その他修正する内容

技術指針 別記「水質・底質」

対象となる物質を定めている「1(1)環境影響評価の対象」の「ウ 地下水の水質」について、 地下水の水質に関する横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく基準の名称を、同条例に基づく 基準の名称(地下水浄化基準)に訂正します。

また、地下水の浄化に係る基準は水質汚濁防止法もあるため、法に基づく浄化基準を追記します。

改定素案	改定原案
1(1) 環境影響評価の対象 ウ 地下水の水質 (1) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に <mark>規定する</mark> 規制基準が定められている物質	1(1) 環境影響評価の対象 ウ 地下水の水質 (1) 水質汚濁防止法に基づく浄化基準及び横浜市 生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水 浄化基準が定められている物質

- ※水質汚濁防止法に基づく浄化基準の物質は、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく 地下水浄化基準で定める物質に含まれているものです。
- ・その他、文言の整理等一部軽微な修正を行いました。

6 今後のスケジュール

- ・4月上旬に技術指針及び配慮指針の改定について公告する予定です。 なお、指針の運用にあたっては、「配慮指針及び技術指針の改正後の 取扱いについて(案)」に基づき運用します。
- ・市民意見公募の実施結果の公表(いただいた御意見の概要とそれに対する 横浜市の考え方)は、横浜市のウェブページで4月上旬に公表します。